

第

2

章

医療提供体制等の現状

第1節 人口構造

第2節 人口動態

第3節 県民の受療状況

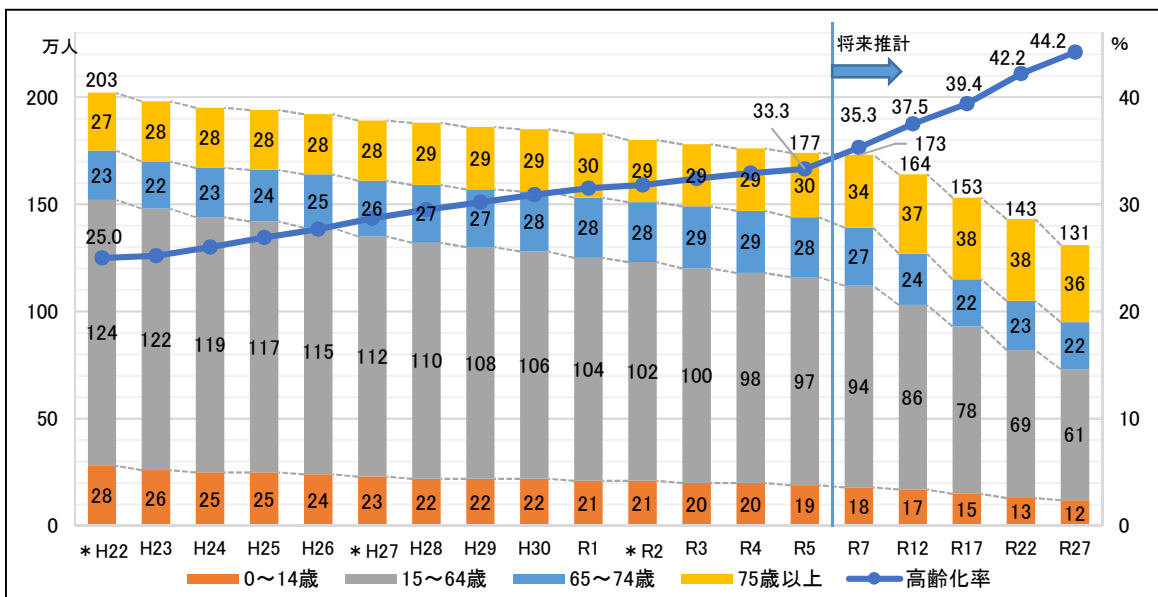
第4節 医療提供施設の状況

第1節 人口構造

1 総人口・人口構成

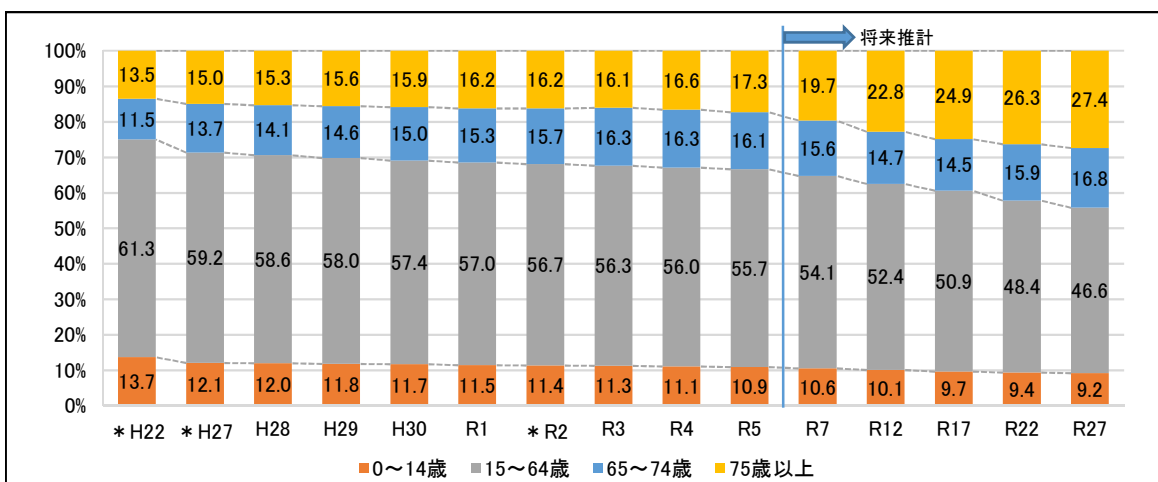
- 本県の人口は令和5(2023)年10月現在、約177万人となっています。平成23(2011)年以降、減少が続いています。
- 今後も総人口の減少が見込まれる中、65歳以上の人口割合は増加の一途をたどり、高齢化率は上昇していくと予測されています。

図表2-1-1 福島県の各年10月1日現在の推計人口等



資料：*は国勢調査(総務省)、その他は福島県の推計人口(福島県現住人口調査)
 将来推計は日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)(国立社会保障・人口問題研究所)

図表2-1-2 福島県の年齢区分別人口割合



資料：*は国勢調査(総務省)、その他は福島県の推計人口(福島県現住人口調査)
 将来推計は日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)(国立社会保障・人口問題研究所)

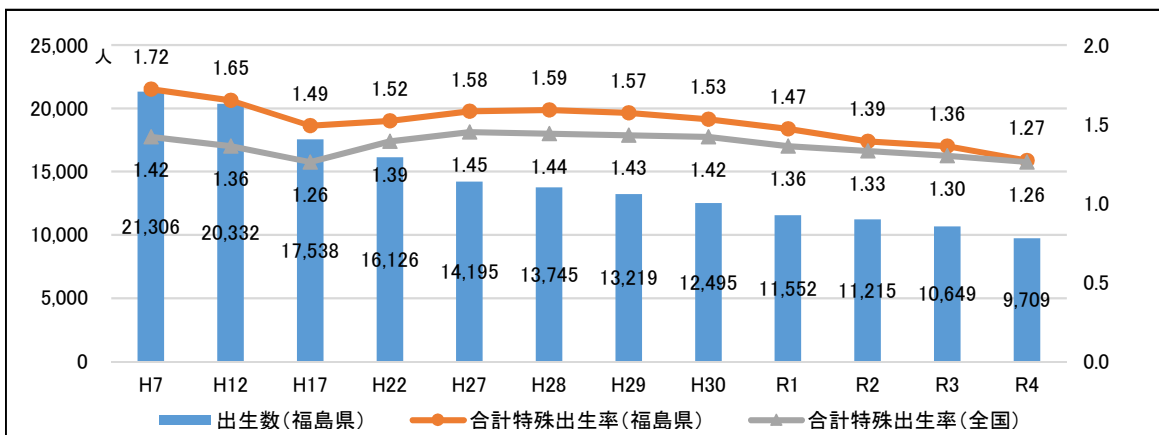
第2節 人口動態

1 出生と死亡

(1)出生について

- 本県の出生数は減少傾向が続いており、令和4(2022)年の出生数は 9,709 人で、前年と比べると 940 人減少となり、統計開始以来、初めて1万人を割りました。
- 合計特殊出生率⁸は、平成 17(2005)年からは一時増加に転じましたが、平成 29(2017)年以降は減少し、令和4(2022)年は 1.27(全国 1.26)となっています。

図表2-2-1 福島県の出生数及び合計特殊出生率

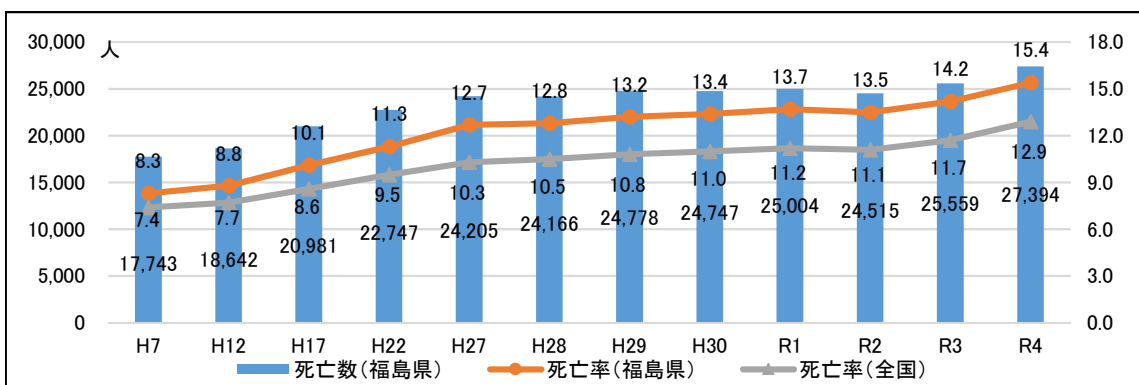


資料:人口動態統計(厚生労働省)

(2)死亡について

- 令和4(2022)年の死亡数は 27,394 人で、前年と比べると 1,835 人増加となり、増加傾向が続いています。
- 死亡率は全国平均を上回っており、令和4(2022)年は 15.4(全国 12.9)となっています。

図表2-2-2 福島県の死亡数及び死亡率



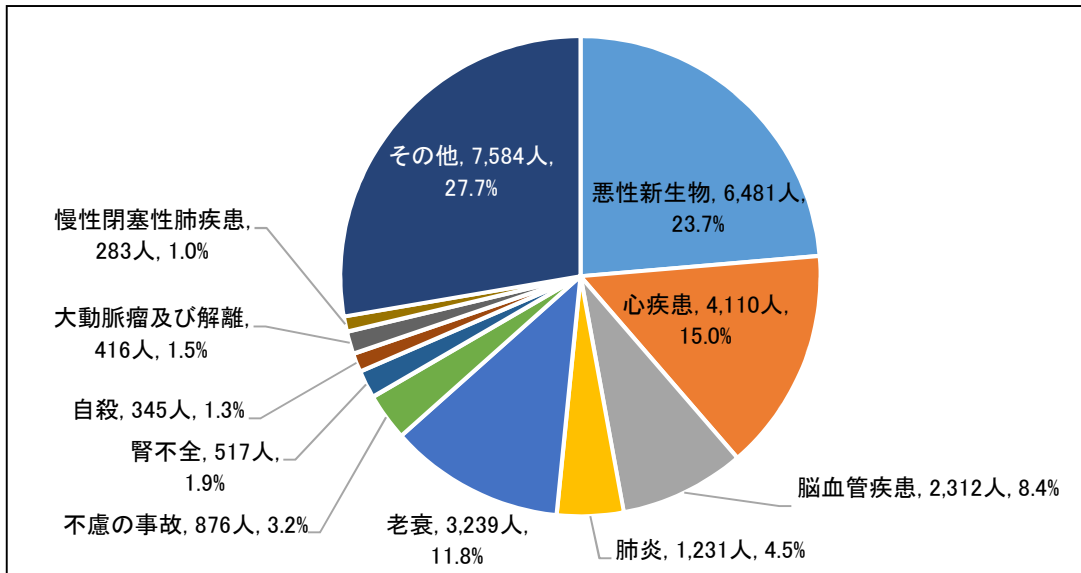
資料:人口動態統計(厚生労働省)

⁸ 合計特殊出生率:15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

2 死因について

- 令和4(2022)年の主な死因別の死亡者数及び死亡者総数に占める割合をみると、第1位が悪性新生物で 23.7%、第2位が心疾患で 15.0%、第3位が老衰で 11.8%、第4位が脳血管疾患で 8.4%となっています。

図表2-2-3 福島県の主な死因別死亡者数及び死亡者総数に占める割合(令和4年)



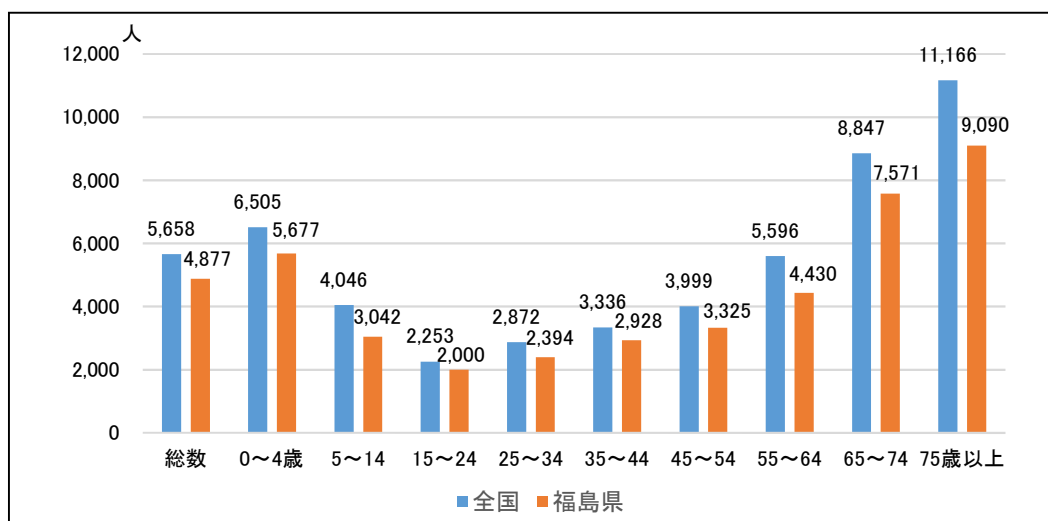
資料: 人口動態統計(厚生労働省)

第3節 県民の受療状況

1 年齢階級別受療率

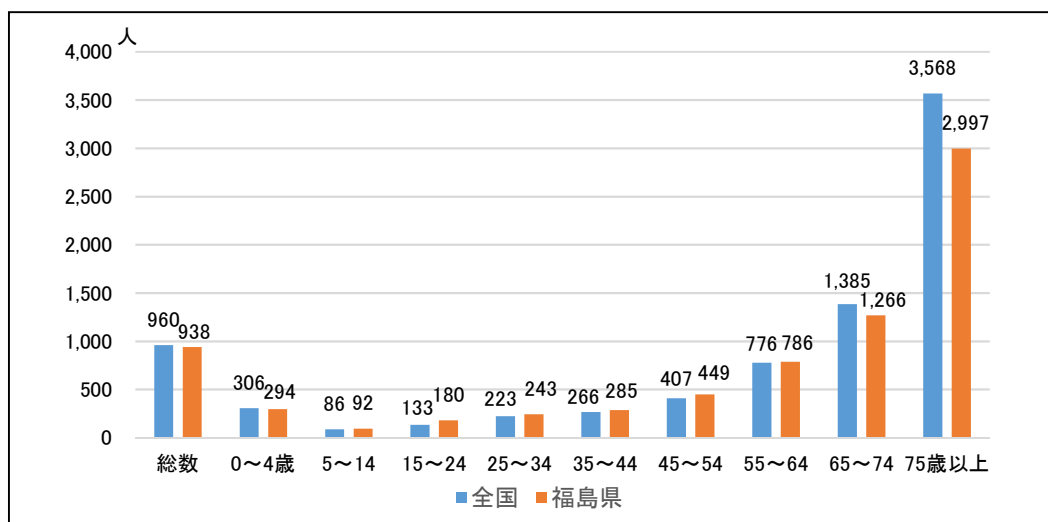
- 本県の受療率⁹は、外来が 4,877 人、入院が 938 人となっており、外来・入院ともに全国の受療率を下回っています。
- 年齢階級別にみると、外来・入院ともに 65 歳以上及び 75 歳以上の割合が高く、入院では特に 75 歳以上の割合が高くなっています。

図表2-3-1 福島県の令和2年外来受療率(人口10万対)



資料: 令和2年患者調査(厚生労働省)

図表2-3-2 福島県の令和2年入院受療率(人口10万対)



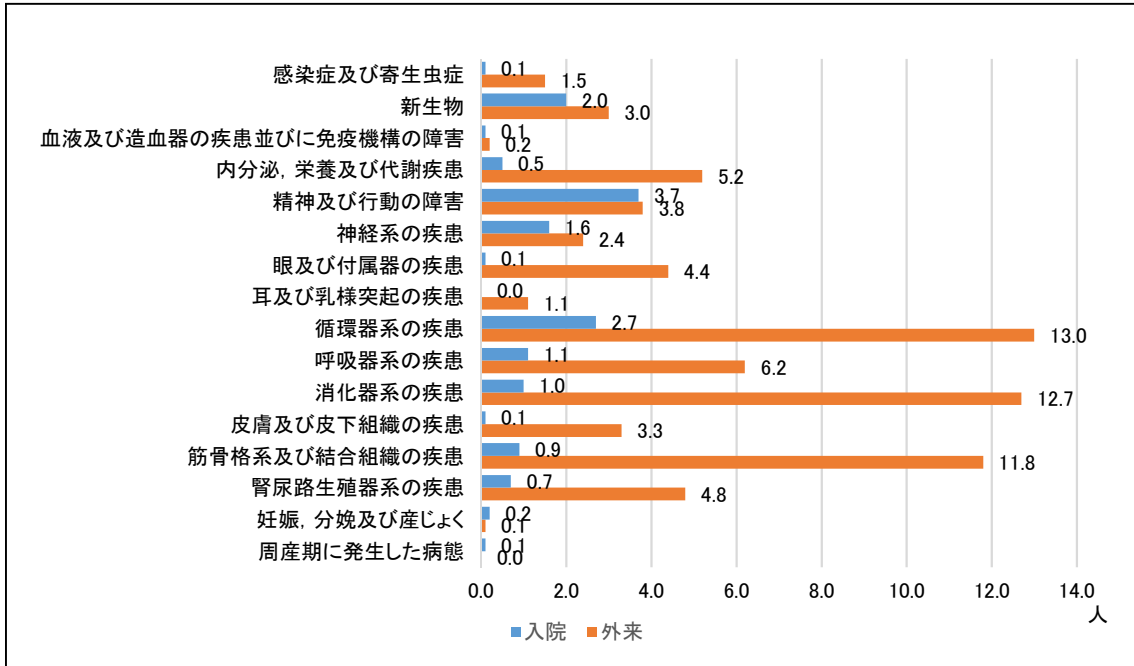
資料: 令和2年患者調査(厚生労働省)

⁹ 受療率: 調査日当日に、病院、一般診療所、歯科診療所で受療した患者の推計数と、人口10万人との比率を「受療率」といい、人口10万人あたりで、どのくらいの方が医療機関を受診したかを表しています。

2 傷病別推計患者数

- 傷病別の推計患者数をみると、外来では循環器系、消化器系、筋骨格系及び結合組織の疾患が多く、次いで、呼吸器系、内分泌、栄養及び代謝、腎尿路生殖器系の疾患となっています。
- 入院では精神及び行動の障害が最も多く、次いで、循環器系、新生物、神経系、呼吸器系の疾患となっています。

図表2-3-3 福島県の令和2年傷病別推計患者数(人口10万対)



資料：令和2年患者調査(厚生労働省)

3 入院患者の自足率

- 入院患者の自足率¹⁰をみると、一般病床、医療療養病床ともに県南と相双医療圏が他の医療圏の自足率を下回っており、医療療養病床では全体的に自足率が増加傾向にあります。

図表2-3-4 福島県の地域別の病院の入院患者自足率推移

	推計入院患者自足率(一般病床)			推計入院患者自足率(医療療養病床)		
	H26	H29	R2	H26	H29	R2
県北	92.6%	93.5%	93.2%	91.4%	90.8%	95.1%
県中	95.0%	93.2%	93.1%	95.7%	96.7%	97.5%
県南	68.6%	71.9%	69.5%	77.0%	80.8%	81.3%
会津・南会津	91.4%	91.9%	92.7%	98.7%	100.0%	97.1%
相双	58.2%	53.6%	69.0%	69.7%	73.6%	78.2%
いわき	95.6%	97.9%	95.0%	96.6%	95.5%	97.0%

資料：患者調査(厚生労働省)

¹⁰ 入院患者の自足率：入院患者が、居住する地域内の病院で受療している割合。

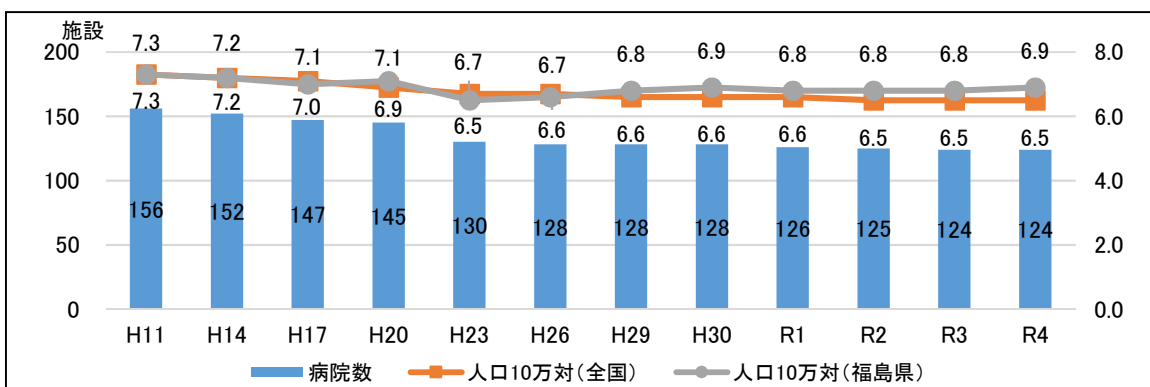
第4節 医療提供施設の状況

1 病院¹¹

(1) 病院数

○ 本県の病院数は、東日本大震災の影響により大きく減少した後、緩やかに減少しており、令和4(2022)年は124施設となっています。人口10万人あたりの施設数をみると、全国平均をやや上回る率で推移しています。

図表2-4-1 福島県の病院数及び人口10万対施設数の推移

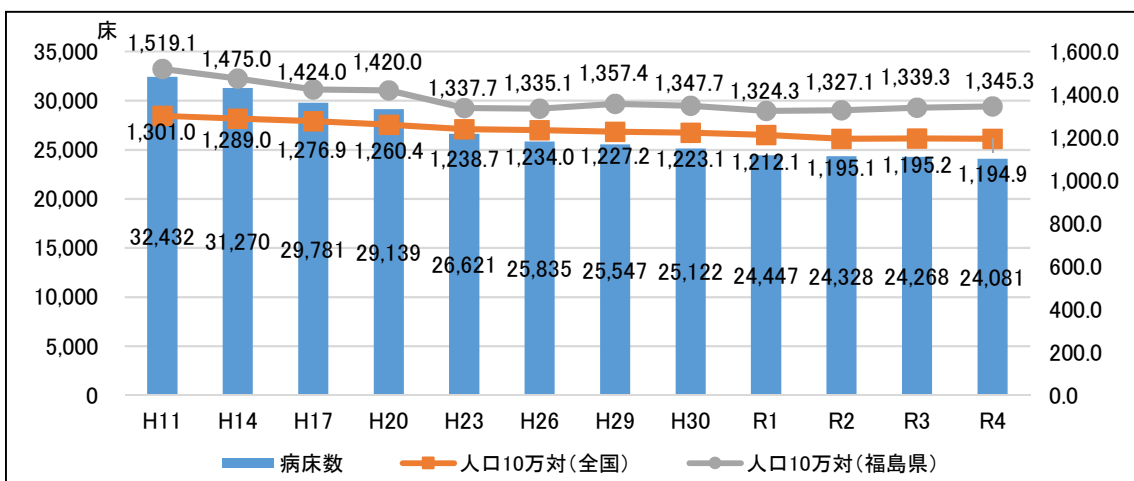


資料: 医療施設調査(厚生労働省)(※休止中の医療機関を除く)

(2) 病床数

○ 病院の病床数は減少傾向にあり、令和4(2022)年は24,081床となっています。人口10万人あたりでは、1,345.3床と全国平均の1,194.9床を上回っています。

図表2-4-2 福島県の病院の病床数及び人口10万対病床数の推移



資料: 医療施設調査(厚生労働省)(※休止中の医療機関を除く)

¹¹ 病院: 医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの。(医療法第1条の5第1項)

(3)地域別の病院数・病床数

- 地域別にみると、東日本大震災の影響が大きい相双を除くと、人口10万人あたりの病院数ではいわきが、人口10万人あたりの病床数では会津・南会津が多くなっています。

図表2-4-3 福島県の地域別の病院数・病床数(令和4年)

医療圏	病院数	(人口10万対)	病床数	(人口10万対)
県北	31	6.8	5,884	1,288.6
県中	32	6.3	6,987	1,368.4
県南	7	5.2	1,497	1,102.8
会津・南会津	18	7.3	3,678	1,484.2
相双	10	8.8	1,485	1,304.0
いわき	26	8.0	4,550	1,396.8
合計	124	6.9	24,081	1,345.0

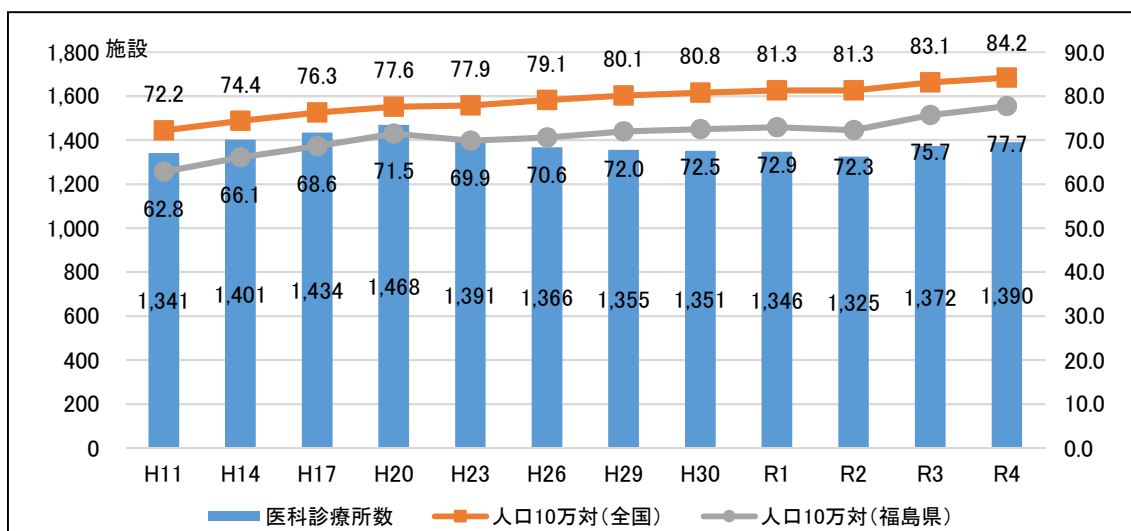
資料：医療施設調査(厚生労働省)(※休止中の医療機関を除く)

2 診療所¹²

(1)医科診療所数

- 本県の医科診療所数は、東日本大震災の影響により大きく減少して以降、横ばい傾向となりましたが、令和3(2021)年以降は増加しており、令和4(2022)年は1,390施設となっています。人口10万人あたりでは77.7施設と全国平均より少なくなっています。

図表2-4-4 福島県の医科診療所数及び人口10万対施設数の推移



資料：医療施設調査(厚生労働省)(※休止中の医療機関を除く)
(※R3、R4には新型コロナウイルスワクチン接種会場等臨時的施設を含む)

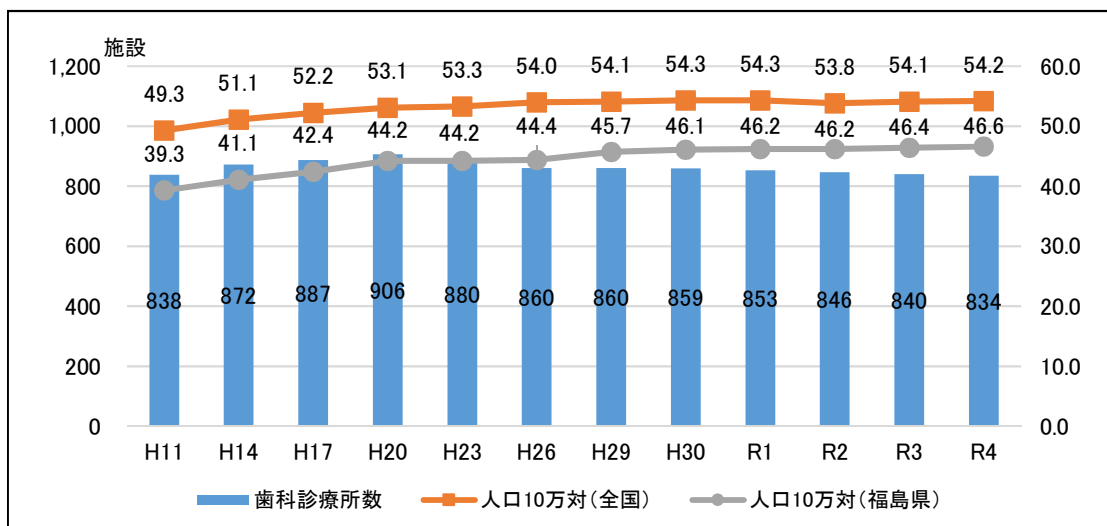
¹² 診療所：医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの。(医療法第1条の5第2項)

第4節 医療提供施設の状況

(2) 歯科診療所数

- 本県の歯科診療所数は、東日本大震災の影響により減少してから減少傾向が続いており、令和4（2022）年は834施設となっています。人口10万人あたりでは46.6施設と全国平均より少なくなっています。

図表2-4-5 福島県の歯科診療所数及び人口10万対施設数の推移



資料：医療施設調査（厚生労働省）（※休止中の医療機関を除く）

コラム⑦ いまさら聞けない？医療計画頻出用語集

■ 病院・診療所

医療施設（医業を行う場所）には、大きく分けて「病院」と「診療所」があります。

病院は、20人以上の患者が入院できる施設があるもの、診療所は19人以下の患者が入院できる施設があるもの、または入院施設がないものとされています。

種類		病床数
病院		20床以上
診療所	有床診療所	1～19床
	無床診療所	0床

病院の中にも様々な種類があります。医療計画の中にもたくさん出てきますので、ぜひ注目して読んでみてください。

■ 保健所

保健所は、地域住民の健康を支える広域的・専門的・技術的な拠点と位置づけられる施設で、地域の保健サービスの中心的な役割を担っています。

本県には、県が設置する保健所が6か所、市が設

置する保健所が3か所あります。保健所を設置できる市には一定の要件があります。

設置主体	名称
福島県	県北保健所
	県中保健所
	県南保健所
	会津保健所
	南会津保健所
	相双保健所
福島市	福島市保健所
郡山市	郡山市保健所
いわき市	いわき市保健所

■ 圏域

医療計画には、第3章に記載の「医療圏」のほかにも、いくつかの「圏域」が登場します。

たとえば第8章では、疾病や事業ごとに連携体制を構築する単位として圏域が設定されています。また、高齢者福祉圏域や障がい保健福祉圏域といった、関連する別計画の概念も所々に登場します。

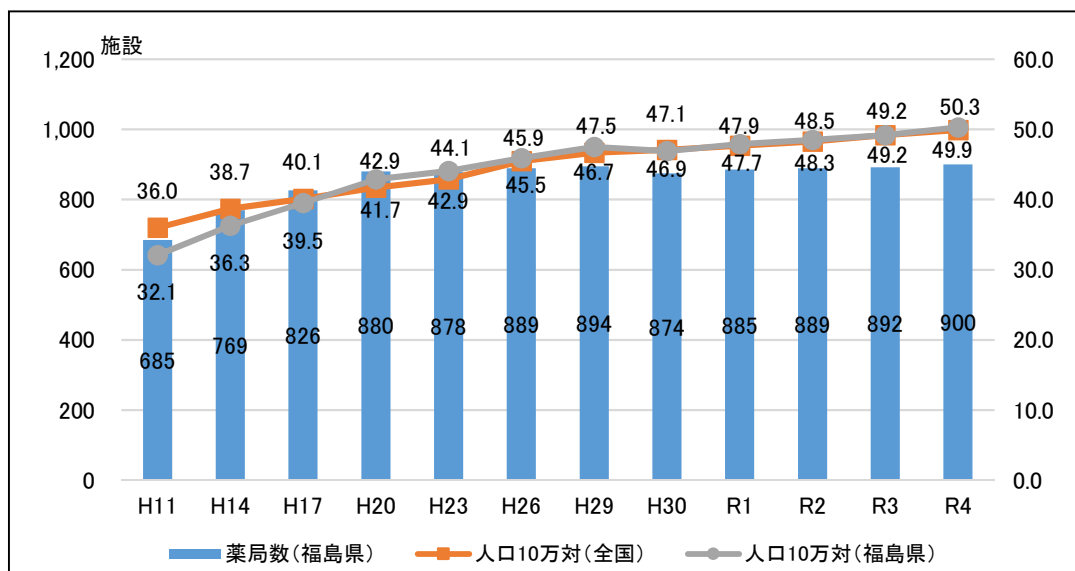
[福島県地域医療課]

3 薬局

(1) 薬局数

- 本県の薬局数は、横ばい傾向となっており、令和4(2022)年は 900 施設となっています。人口10万人あたりでは50.3施設と全国平均と同水準となっています。

図表2-4-6 福島県の薬局数及び人口10万対施設数の推移



資料：衛生行政報告例(厚生労働省)